

# 第 期宮城県公社等外郭団体改革計画

平成18年度から21年度まで

平成18年8月

宮 城 県





# 目次

第1	本計画の目的	1
第2	計画期間	1
第3	計画策定の方向性	1
	1 県と公社等を取り巻く外部環境	1
	2 本計画策定の視点	2
	(1) 前計画の視点と成果	2
	(2) 新たな視点の導入	2
第4	公社等改革の骨子	2
	1 公社等の指定要件	2
	2 公社等の在り方の確認(長期的視点)	3
	3 第 期改革の進め方(短期的取組)	4
	(1) 県の適正な関与により自立すべき団体	4
	(2) 経営改善を働き掛ける団体	5
	(3) 統合又は廃止をする団体	7
	《見直し・検討の取組》	
	(A) 公社等の存廃を含めた将来の在り方を検討する団体【再掲】	8
	(B) 県からの職員派遣の縮小・終了を実施又は検討する団体【再掲】	8
	4 県の取組	8
	(1) 経営目標・評価事業の実施	9
	(2) 公社等代表者への充て職の廃止	10
	(3) 委託の在り方の見直し	10
	(4) 財政的関与の適正化	10
	(5) 県退職者の再就職の適正化	11
	(6) 県職員の派遣の適正化	12
	(7) 基本財産の活用	12
	(8) 公社等の在り方に関する見直し	12
	(9) 円滑な統廃合等に向けた公社等への支援	13
	5 公社等の取組	13
	(1) 経営目標・評価事業の実施	13
	(2) 経営基盤の確立	14
	(3) 監事・監査役への適任者の選任	14
	(4) 経営管理体制の強化	14
	(5) インターネットによる情報公開の推進	14
	(6) 統廃合等の計画的な実施	14
第5	期計画の進行管理	14
	1 行政改革推進本部における進行管理	14
	2 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理	15
	3 公社等の自己管理等	15
	4 公表について	15
別表1	公社等外郭団体一覧	16
別表2	第 期宮城県公社等外郭団体改革計画における公社等外郭団体の分類表	18

## 第1 本計画の目的

平成17年4月に施行した「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」(以下「公社等条例」という。)では、県及び公社等外郭団体<sup>1</sup>(以下「公社等」という。)が、それぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律<sup>2</sup>性を高め、両者が協働して、県民の福祉を向上させるよう求めています。

本計画では、公社等条例の趣旨を踏まえ、「公社等外郭団体改革計画(平成14年度から17年度まで)」(以下「前計画」という。)による取組成果を受け継ぎ、公社等の役割・存在意義を問い直すとともに、社会経済情勢の変化による新たな課題や方向性を取り入れて、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営の促進を図っていくものです。

<sup>1</sup> 公社等外郭団体：「公社等条例」及び「同条例施行規則」に基づき、県が毎年度指定する団体(平成18年度78団体)。指定要件は「第4 公社等改革の骨子 1 公社等の指定要件」で解説しています。

<sup>2</sup> 自律と自立：本計画においては、公社等が自ら策定した経営方針に基づき、かつ、マネジメント力を活かして経営を行うことを「自律」、公社等が県からの財政的支援、人的支援、その他の関与を受けることなく事業を展開することが可能な状態を「自立」と表記しています。

## 第2 計画期間

計画期間は、平成18年度から21年度までの4か年とします。

前計画の取組成果を踏まえていることから第1期と位置付けます。

## 第3 計画策定の方向性

### 1 県と公社等を取り巻く外部環境

公社等は、これまで、行政ではカバーしきれない分野において県と連携しながら事業を行ってきました。しかしながら、行政サービスの提供については、指定管理者制度<sup>3</sup>の導入や市場化テスト<sup>4</sup>など、行政分野の民間開放が広がってきました。

一方、県では、平成14年度からの4か年度を対象とする「財政再建推進プログラム」を策定し、徹底した財政再建に努めてきたところですが、国からの地方交付税等が大幅に削減されたことなどにより、平成18年度から21年度までの4か年度で約2,260億円という巨額の財源不足額が発生する見込みとなっています。

こうした状況から、県には、行政目的を最も効果的かつ効率的に達成できる事業主体はどこかといった視点で、公社等、民間企業若しくはNPO法人又は県直営といった多様な主体から最適な事業主体を選択していくことが迫られています。また、新たな公益法人制度<sup>5</sup>が平成20年度までに正式に導入されることから、公社等には、公益に果たす自らの役割及び存在意義を再認識し、効果的かつ効率的な行政サービスを提供できるよう、一層の改革に取り組むことが求められています。

<sup>3</sup> 指定管理者制度：これまで公の施設の管理を受託することができるのは、地方公共団体が資本金等の50%以上を出資している法人、管理委託しようとしている地方公共団体が25%以上を出資している法人でその公の施設の管理を主な業務とするもの等に限定していましたが、平成15年9月の地方自治法の改正により、  
、  
以外に株式会社を含めた民間事業者にも管理委任できることとなりました。

<sup>4</sup> 市場化テスト：これまで「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度です。公共サービスの質の向上、公共サービスの効率化(経費・人員の節減)、民間のビジネスチャンスの拡大の効果が期待されています。

<sup>5</sup> 新たな公益法人制度：現在、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督は、主務官庁の裁量により行っていますが、新たな制度では、公益法人としての認定及びこれらに対する監督は、民間有識者により構成された委員会の意見に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事が行うこととなります。

## 2 本計画策定の視点

### (1) 前計画の視点と成果

前計画では、公社等が県行政を補完する主体として一定の役割を果たしてきた経緯から、県の最適なパートナーであり続けるため、県は、公社等に自律的運営に向けた改善を促してきました。このため、短期・集中的に課題に取り組む観点からまとめられています。県の成果としては、公社等5団体の統廃合や財政的関与の見直し、県職員の派遣の縮小等が図られたところです。また、公社等は平成15年度から導入した経営目標・評価事業の実施により、自律的な経営改善に取り組み、財務状況の改善等に一定の成果が得られました。

### (2) 新たな視点の導入

本計画においては、前計画の成果を受け継ぎ、更なる改革を進展させるため、県及び公社等が、公社等の将来的な在り方について長期的<sup>6</sup>な視点を持ち、第1期に取り組むべき課題とその解決を意識して改革計画を策定するものとします。また、県は公社等の自律性を高めるため、必要な助言又は指導を行うものとし、公社等の運営の状況に応じて、特に、短期・集中的に経営改善の取組が必要な公社等については、指定の上、指導を重点化するものとします。

<sup>6</sup> 短期的・長期的：計画期間内（平成18年度から4年間）を短期、それ以上を長期と考えています。

## 第4 公社等改革の骨子

### 1 公社等の指定要件

本計画の対象となる公社等は、公社等条例及び同条例施行規則に規定する次の指定要件に基づき、県が毎年度指定します（平成18年度78団体）。

指 定 要 件 (注1)	団 体 数	公社等条例に定める 県の役割	助言等の視点・留意事項
県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で、県の出資割合が4分の1以上のもの	51	公社等が自ら行う経営評価等に対し、必要な助言又は指導を行います。また、次に掲げる事項に対し、必要に応じて助言又は指導を行うこととされています。	助言等は公社等の自律的運営及び他の出資者等の利益を損なわないよう配慮しながら実施することとされています。 特に、出えん、出資等の割合が2位以下の団体については、主導的役割を果たす他の出資者等の意向に配慮します。
県の出資割合がおおむね5分の1以上のもの	9	(1) 公社等の目的に照らし、適切な内容の事業を効果的・効率的に実施すること。	県の財政的関与の適正さの確保に努めます。
県の補助金等が、総収入のおおむね4分の1以上のもの	13 (注2)	(2) 理事、監事その他の役員について、適任者を選任すること。	県の人的関与の適正さの確保に努めます。
本庁等に事務所を置き、県職員が法人の事務に従事しているもの	2 (注3) (6)	(3) 適切な会計処理、安全・確実な資産運用等、適正な財務運営に関すること。	県の人的関与の適正さの確保に努めます。
その他、県の施策との関連性、法人設立への県の関与の程度等から、に準じて取り扱う必要があるもの	3	(4) 公社等の統廃合、解散、民営化又は法人形態の転換を行うこと。	県の施策との関連性、法人設立への県の関与度合等に応じて必要な助言等を行います。

注1) は、公社等条例第2条第1項、 から までは同条例施行規則第2条第1項第1号から第4号までに規定する指定要件。団体ごとの指定要件については、[別表1](#)「公社等外郭団体一覧」を参照。

注2) に該当する団体数は計35団体です。下段( )書きは、 の要件に重複して該当する団体数です。

注3) に該当する団体数は計8団体です。下段( )書きは、 及び の要件に重複して該当する団体数です。

## 2 公社等の在り方の確認（長期的視点）

公社等の在り方は、法人形態（財団法人，社団法人，特殊法人，社会福祉法人及び株式会社）により，設置目的や事業内容が異なります。

本計画では，各公社等の役割及び経営状況から，**別表2**「第 期宮城県公社等外郭団体改革計画における公社等外郭団体の分類表」の「1」から「5」までを基にして，長期的視点に立った在り方を次の4つに分類します。

なお，分類表は，公社等の役割及び経営状況を基に，存廃の方向性を大まかにつかむためのフローチャートであり，分類に当たっては，県の政策的判断を加味することとしています。

公社等の在り方については，今後も継続して検討し，本計画の進行管理の中で，必要に応じた修正を行うこととします。

### 長期的視点に立った公社等の在り方の分類

#### (1) 存続

##### イ 要件

次のいずれかに該当するもの。

(イ) 設立目的や業務内容について将来にわたり社会的要請があり，収支状況も良好であるもの。

(ロ) 法令により特定の事業の実施主体として当該公社等が指定されているもの。

なお，次のいずれかに該当する公社等については，原則として団体の在り方に係る判断は行わないこととし，便宜的に「存続」するものとして取り扱います。

(ハ) 県の補助金等が総収入のおおむね4分の1以上であるという理由（要件 ）のみで公社等に指定されている公社等（県の出資がゼロか，出資している場合でもその割合が極めて低いため）。

(ニ) 県以外の地方公共団体等が主体的に指導している公社等

##### ロ 県及び公社等の取組

(イ) 公社等は，経費節減，コスト管理により，一層の収支改善に努め，経営基盤の確立を目指すものとします。

(ロ) 県は，公社等の設立目的や事業の性質により必要な場合を除き，県の人的関与を縮小するほか，運営費補助を縮減・廃止するなど，当該公社等の自立を目指します。

(ハ) 県及び公社等は，現行の法人形態以外の法人形態への転換についても多角的に検討することとします。

#### (2) 当面の存続

##### イ 要件

設立目的や業務内容について将来にわたり社会的要請がある公社等で，次のいずれかに該当するもの。

(イ) 現在の収支状況は不良であるが，改善の余地がある。

(ロ) 収支状況は厳しく，改善も困難であるが，当該公社等以外には代替となる業務実施主体がない。

##### ロ 県及び公社等の取組

(イ) 県及び公社等は，経営改善に力を注ぐものとします。公社等の存廃を含めた将来の在り方について，収支改善効果及び社会の動きを基に総合的に判断するものとします。

#### (3) 統合

##### イ 要件

(イ) 設立目的や業務内容について将来にわたり社会的要請があり，類似団体や事業領域に関連性がある公社等との統合や業務の共同処理（＝事務局統合）により，事業執行や組織体制の効率化が図られるもの。

ロ 県及び公社等の取組

- (イ) 公社等は、統合の相手方となる公社等を交えて、統合のメリットが最大限に発揮されるよう条件整備のための協議を行い、必要な手続を計画的に進めるものとします。
- (ロ) 県は、公社等の統合に向けた計画策定に助言を行い、計画の確実な推進を支援します。

(4) 廃止

イ 要件

次のいずれかに該当するもの。

- (イ) 設立目的や業務内容が希薄化しており、将来にわたり社会的要請がないもの。
- (ロ) 設立目的や業務内容について将来にわたり社会的要請があるが、代替となる業務実施主体が存在し、そちらの方が業務の優位性、効率性を確保できる上、当該公社等の収支状況が厳しく、改善が困難であるもの。

ロ 県及び公社等の取組

- (イ) 公社等は、解散及び清算に向け、残余財産の処分等、必要な手続を計画的に進めるものとする。
- (ロ) 県は、公社等の解散等に向けた計画策定に助言を行い、計画の確実な推進を支援します。

### 3 第 期 の 改 革 の 進 め 方 ( 短 期 的 取 組 )

本計画では、公社等が設置目的に則した行政サービスを効果的かつ効率的に提供していくために、公社等の在り方に照らして、特に第 期に取り組むべき改革の方向として公社等を「県の適正な関与により自立すべき団体」「経営改善を働き掛ける団体」「統合又は廃止をする団体」の3つに分類し、各公社等と協力しながら改革の進ちょく状況を管理します。

分類の基本的な考え方は、**別表2**「第 期宮城県公社等外郭団体改革計画における公社等外郭団体の分類表」の「6」のとおりです。「存続」とされた団体は、県との関わり方の程度などによって、「県の適正な関与により自立すべき団体」又は「経営改善を働き掛ける団体」に分類しています。

なお、各公社等の分類と県の改革の進め方は次の表のとおりですが、本計画の進行管理の中で、必要に応じた修正を行うこととしています。

(1) 県の適正な関与により自立すべき団体 (33団体)

団 体 名	県の改革の進め方
仙台臨海鉄道株式会社，財団法人宮城県文化振興財団，財団法人宮城県国際交流協会，社団法人宮城県畜産物価格安定基金協会，財団法人みやぎ林業活性化基金，社団法人宮城県建設センター，財団法人東北開発研究センター，財団法人宮城県生活衛生営業指導センター，財団法人宮城県環境事業公社，宮城県信用保証協会，宮城県漁業信用基金協会，宮城県農業信用基金協会，財団法人みやぎ農業担い手基金，仙台港流通ターミナル株式会社，社団法人みやぎ原種苗センター，社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会，社団法人宮城県畜産協会，財団法人かき研究所，財団法人宮城県体育協会，財団法人暴力団追放宮城県県民会議	公社等が自立した団体として運営が図られるよう、適正な関与を行います。
株式会社FMS総合研究所	平成17年度に設立されて間もないため、今後の事業実績に応じて必要な助言・指導を行います。
宮城県職業能力開発協会，宮城県農業会議，宮城県土地改良事業団体連合会，社団法人宮城県危険物安全協会連合会，財団法人宮城県地域医療情報センター，社団法人宮城県計量協会，社団法人宮城県トラック協会，宮城県商工会連合会，社団法人宮城県交通安全協会	県からの補助金，委託金，負担金等が公社等の総収入額のおおむね4分の1以上となっていることから、行政目的の効率的な実現が図られるよう、財政的関与の適正さの確保に努めます。

財団法人仙台勤労者職業福祉センター，石巻産業創造株式会社，石巻埠頭サイロ株式会社	県以外の筆頭出えん者又は筆頭出資者（他の地方公共団体等）が主体的に指導していることから，これらの出えん者等と連携を取りながら，適正な関与を行います。
--	--

**（２） 経営改善を働き掛ける団体（43団体）**

団 体 名	県の改革の進め方
宮城県土地開発公社	団体の借入金の縮減・圧縮に資するため，公共用地の買戻し，土地造成用地の早期処分に向け，庁内関係部局と調整・連携を図るとともに，これらと並行して，団体の将来の在り方について，団体，庁内関係部局を交えた協議の場で存廃の方針を検討します。
株式会社東北ハンドレッド	平成18年度に団体内部に設置された経営検討委員会の検討の推移を見ながら，累積赤字の解消や自立的な運営基盤の確立に向けた経営改善について指導・助言します。併せて，補助金等による県の財政的関与の在り方について検討します。
財団法人宮城県地域振興センター	団体に対し，事務事業の見直しにより歳出削減するとともに，当面は受託事業の確保に努め収支改善を図るよう指導・助言します。また，県職員等の派遣を前提として成り立っていることから，現在の団体の課題を含め，団体の将来的な在り方について団体とともに検討します。
阿武隈急行株式会社	団体が策定した長期経営計画及び経営健全化5か年計画（平成17年度から21年度まで）の取組状況を見極めるとともに，福島県及び地元自治体と阿武隈急行の在り方について協議を進めます。
財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	団体の調査・研究機能やその成果を活用した外部資金の導入等により自主財源を確保するなど，団体の運営基盤の強化を促進・支援するとともに，自主事業等の積極的な展開を促進します。
財団法人慶長遣欧使節船協会	人件費の見直しや運営の効率化及び自主財源（利用料金）の増加を通じた経営基盤の強化を促進・支援します。また，派遣職員の計画的削減に取り組みます。
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	補助金等の執行状況及び事業の成果等の検証を行い，財政関与の適正確保に努めつつ，3団体統合のメリットを生かした団体の自立的な経営基盤の強化を計画的に促進します。
社会福祉法人恩賜財団済生会支部宮城県済生会	財政的関与の適正さを確保するために，団体に対し適切な助言・指導を行います。また，団体が指定管理者として運営している県立乳児院の民設民営化を目指します。
財団法人みやぎ産業振興機構	業務量の推移を見ながら派遣職員の計画的な削減を行います。また，経営改善の一環として県以外からの収入源の確保や受益者負担の導入に向けた指導を行っていきます。
株式会社テクノプラザみやぎ	累積欠損額の早期解消に向けて，更なる一般管理費の節減とともに，入居率向上のため，ソフト面の質を落とさないよう工夫し，団体の収支の柱である賃貸料を確保するよう働き掛けます。
財団法人宮城勤労者いこいの村	団体は，栗原市所有施設「いこいの村栗駒」の指定管理者であり，筆頭出えん者である栗原市の意向（市の関与により他の第3セクターとの統合を検討中）を尊重する必要があることから，市と連携を図りながら，団体の取組に関して引き続き適切に関与していきます。
財団法人みやぎ産業交流センター	みやぎ産業交流センター（愛称：夢メッセみやぎ）の指定管理者を公募により選定するための条件整備を進めるとともに，団体に対し，施設の管理運営以外の公益事業のより積極的な実施について助言・指導を行います。
株式会社仙台港貿易促進センター	仙台港国際ビジネスサポートセンター（愛称：アクセル）の空室解消及び団体が検討している収入増に結び付く取組等について，必要な助言・指導を行います。



社団法人宮城県国際経済振興協会	ソウル事務所を山形県と、大連事務所を岩手県と共同設置するなど、団体は広域連携を進めています。今後は共同事業を更に推進し、団体の運営効率化に結び付くよう、必要な助言・指導を行います。
社団法人宮城県物産振興協会	物産振興に向けた、より積極的な取組について指導・助言を行います。また、社団法人宮城県観光連盟との統合を含めた連携及び組織の在り方を検討します。
社団法人宮城県観光連盟	平成20年に実施される「大型観光キャンペーン」の実施に向け、団体と一体となって取り組むとともに、引き続き経費節減等の経営改善に向けた指導・助言を行います。また、社団法人宮城県物産振興協会との統合を含めた連携及び組織の在り方を検討します。
社団法人宮城県農業公社	現在団体において、平成18年度を初年度とする「中期経営改善計画」を策定中であり、その計画を踏まえ、今後より一層の経営改善が図られるよう指導していきます。
社団法人宮城県配合飼料価格安定基金協会	経費節減による効率的な事業運営に向けた指導・助言を行います。また、他の関係団体等との統合については全国的な課題であり、農林水産省の動きを注視しながら、検討していきます。
株式会社宮城県食肉流通公社	団体内に設置された財務健全化検討委員会から、累積欠損金の早期解消策として減資が提案されており、出資者としてこの提案に対する対応を検討していきます。
社団法人宮城県林業公社	農林漁業金融公庫の既往借入金が団体の経営を圧迫しているため、国等関係機関に対し、制度改正等を他都府県とともに要望するほか、今後の収穫期に向けた施業方法及び組織体制整備等に向けた指導・助言を行います。
社団法人宮城県漁業無線公社	現在加入している漁業者の利便性と安全性を第一に、不可欠な機器設備更新への対応方針を早急に決定します。また、所属船の減少等により全国的に経営が厳しい無線局が多いため、他県との業務提携等あらゆる観点から今後の方向性を打ち出すよう指導していきます。
財団法人宮城県水産公社	養殖種苗販売などの自主財源確保に向けた検討や、県との役割分担の明確化など団体の担うべき機能の見直しを行い、団体が取り組む改革が着実に進むよう、必要な指導・助言を行います。
株式会社インテリジェント・コスモス研究機構	収支の改善傾向が続いていることから、引き続き経営改善に努めるよう働きかけます。また、産学官連携による産業創出という団体の使命に照らし、官の立場から必要な助言・指導を行います。
宮城県道路公社	団体の経営については、引き続き債務の償還を順調に進められるよう指導します。また、団体が予定している4車線化工事等、今後の業務量に応じた適切な組織再編の検討を行います。
財団法人宮城県フェリー埠頭公社	遊休化している第2バースの取扱いが課題となっており、活用のためにはフェリー埠頭用地全体を見直す必要があることから、公社の借入金償還完了を視野に入れ、直営も含めて事業主体の在り方を検討します。
財団法人石巻湾漁業振興基金	県の人的関与を縮小し、団体の自立に向けて取り組むとともに、事務局の移転及び県関係者以外の代表者を迎えられよう関係機関に働き掛けていきます。
財団法人仙台湾漁業振興基金	県の人的関与を縮小し、団体の自立に向けて取り組むとともに、事務局の移転及び県関係者以外の代表者を迎えられよう関係機関に働き掛けていきます。
宮城県開発株式会社	採石業部門については、団体設立当時とは状況が変わり、公益的側面が薄らいできたことなどから、純粋な民間経営が望ましいものですが、今後の県の関与の在り方について、長期的な視点で課題を整理し、現実に可能な対応を団体と協議していきます。
仙台空港ビル株式会社	更なる収益の拡大や、様々なリスクへの対応の検討、長期借入金の返済計画の策定など、安定的な経営の確立が必要であり、長期経営計画の策定を支援します。
仙台エアカーゴターミナル株式会社	コストを抑制しつつ収益を拡大していくための経営の確立が急務であり、増収のための関係会社との交渉や具体策の検討を支援し、あわせて長期経営計画の策定を支援します。

財団法人宮城県下水道公社	県からの派遣職員を平成18年度末で終了するとともに、人件費の見直し等、団体の体質強化を促し、業務の効率化がより一層図られるよう指導します。
宮城県住宅供給公社	退職者不補填による人件費の圧縮や民間活力を活用した保有財産の処分を通じて経営改善に努めるよう指導するとともに、団体と財団法人宮城県建築住宅センターとの統合も含めた将来の在り方を検討します。
財団法人宮城県建築住宅センター	団体が存続できるよう経営体質の強化を指導するとともに、団体と宮城県住宅供給公社との統合を含め、県民のニーズに応じた組織の将来の在り方について検討します。
財団法人宮城県スポーツ振興財団	団体が宮城県総合運動公園（愛称：グランディ・21）などの指定管理者として利用拡大を図り利用料金などの収入増に努めるとともに、施設管理運営費全般を再検討し「管理運営コストの削減」を一層推進するなど、経営の改善が図られるように指導します。
財団法人東北自治研修所	地方主権型社会への移行に向け、職員の人材育成を担う団体の役割は重要性を増していることから、事業の成果及び経費等について検証を行い、効果的・効率的な事業運営が確保できるよう指導・助言を行います。
社団法人宮城県公衆衛生団体連合会	県の人的関与の在り方及び団体の事業の在り方について検討を進めていきます。
財団法人宮城県腎臓協会	団体において経費の削減に努力する一方、寄付金についても各方面に働き掛けて収入の確保に努めていることから、執行状況の検証を行い、必要経費の見直しなど指導を行っていきます。
財団法人翠生農学振興会	収入の確保及び事務事業の見直しによる経費削減に努めるとともに、中期的な事業・収支計画を策定し、団体の今後の在り方を決定するよう指導します。
財団法人みやぎ建設総合センター	現在、団体自ら、「センターのあり方検討特別委員会」を設け、事業の統廃合など効率的運営を検討中です。団体の自主的な取組を見守りつつ、県としても適宜、収支の改善を促していきます。
財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団	宮城県とダム受益市町が連携して水源の周辺環境維持を行うという基本的枠組みを念頭に、効率的、効果的な事業実施手法の在り方の検討を、他団体の実施事業との関係整理を含めて進めていきます。
塩釜港開発株式会社	団体は、塩竈市所有施設「マリゲート塩釜」の指定管理者であり、筆頭株主は塩竈市（28.5%）ですが、県は塩竈市に次ぐ出資割合（28.3%）となっており、ほぼ同様の割合であることから、経営基盤の強化に向けて塩竈市とともに指導していきます。
仙台空港鉄道株式会社	鉄道開業後の事業実績等を注視し、経営安定化のための必要な支援を行います。職員の派遣については、当面必要であると考えますが、団体の自立のため、計画的な削減を検討していくこととします。
財団法人宮城県野外活動振興協会	団体が管理する南蔵王野営場の設置者である独立行政法人国立青少年教育振興機構（平成18年4月設立）の運営方針を確認しながら、団体の事業体制等の検討に着手します。

### （3） 統合又は廃止をする団体（統合0団体、廃止2団体）

#### 廃止する団体

団体名	県の改革の進め方
くりはら田園鉄道株式会社	平成18年度末で鉄道事業を廃止することが決定しており、清算に伴う課題の解決について、栗原市、登米市と協議しながら計画的に進めていきます。
財団法人宮城県文化財保護協会	平成24年度廃止が決定しており、団体の廃止に向けた計画的な取組を促し、必要な助言等を行います。

#### 《見直し・検討の取組》

上記の改革と併せて、公社等の在り方や県職員派遣に関する見直し及び検討に取り組みます。

**(A) 公社等の存廃を含めた将来の在り方を検討する団体【再掲】(11団体)**

次に掲げる公社等については、公社等を取り巻く課題の整理に取り組み、その上で**存廃を含めた将来の在り方**を検討します。

団体名	整理すべき課題
宮城県土地開発公社	造成土地の早期処分と借入金の圧縮 県における公共用地の再取得
財団法人宮城県地域振興センター	県の人的関与の在り方及び団体の事業の在り方
社団法人宮城県物産振興協会	社団法人宮城県観光連盟との統合を含めた連携及び組織の在り方
社団法人宮城県観光連盟	社団法人宮城県物産振興協会との統合を含めた連携及び組織の在り方
社団法人宮城県漁業無線公社	他県漁業無線局との業務提携を含めた事業の見直し 機器設備及び局舎等更新の方針
財団法人宮城県水産公社	栽培漁業業務の実施主体の一元化を視野に入れた宮城県栽培漁業センターとの役割分担
財団法人宮城県フェリー埠頭公社	借入金償還完了後のフェリー埠頭の維持管理の在り方
宮城県開発株式会社	採石業と倉庫業の公的役割や県の関与の在り方
宮城県住宅供給公社	団体が策定した「10か年経営改善計画」の見直し 財団法人宮城県建築住宅センターとの統合を含めた事業及び組織の在り方
財団法人宮城県建築住宅センター	宮城県住宅供給公社との統合を含めた事業及び組織の在り方
財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団	公園の維持管理をはじめとした事業の見直し 国や他の関係自治体と業務の在り方について協議

**(B) 県からの職員派遣の縮小・終了を実施又は検討する団体【再掲】(14団体)**

県職員の派遣は、県の施策を推進するために人的援助が必要な場合又は初期の立ち上げや統廃合事務で県職員の支援が真に必要な場合に限ることとし、平成18年4月1日現在、14団体に34人を派遣しています。現時点における県職員派遣の削減目標は次のとおりですが、**なお一層の縮小・終了に向けて**、今後、県と公社等が十分に相談しながら、検討を行っていきます。

[ 県からの職員派遣の現況 (平成18年4月1日現在) ]

団体名	人数	団体名	人数
財団法人宮城県地域振興センター	4	財団法人宮城県下水道公社	1
財団法人宮城県文化振興財団	2	財団法人宮城県スポーツ振興財団	5
財団法人慶長遣欧使節船協会	2	財団法人東北自治研修所	1
財団法人宮城県国際交流協会	2	財団法人みやぎ農業担い手基金	1
財団法人みやぎ産業振興機構	3	社団法人みやぎ原種苗センター	1
社団法人宮城県国際経済振興協会	2	仙台空港鉄道株式会社	4
社団法人宮城県建設センター	1	財団法人宮城県体育協会	5

[ 県職員派遣の削減目標 (各4月1日現在) ]

	平成17年度実績	平成18年度目標	平成19年度目標	平成20年度目標	平成21年度目標
団体数	15	14	12	11	11
派遣職員数	49	34	26	22	20

**4 県の取組**

県は、公社等の経営評価及び運営等に関して、公社等の自律的運営及び他の出資者等の利益を損

なわないよう配慮しながら、公社等条例に基づき、必要な助言又は指導を行います。

### (1) 経営目標・評価事業の実施

経営目標・評価事業は、公社等自らが、事業実施に先立ち、経営改善のための数値目標を設定し、事業実施後に実績を評価して、翌年度以降の経営に反映させるものです。県はこの事業を支援するため、各公社等の在り方及び第 1 期の改革の方向に合わせて、各公社等を下記イからニまでの 4 つの区分に分類し、公社等の業務と政策的に密接な関連を持つ県の所管部局（主務課）により公社等に必要な助言又は指導を行います。

分類の考え方は、**別表 2**「第 1 期宮城県公社等外郭団体改革計画における公社等外郭団体の分類表」の「6」から「9」までを参照願います。

各公社等の支援区分は**別表 1**「公社等外郭団体一覧」のとおりですが、本計画の進行管理の中で、必要に応じた修正を行うこととしています。

経営目標・評価事業の実施に当たっては、別紙「団体改革計画表」<sup>7</sup>を活用します。団体改革計画表には、公社等ごとの県の改革計画、県の人的関与及び財政的関与の状況、改革計画の進ちょく状況に対する県の考えなどが記載されます。

<sup>7</sup> 団体改革計画表の公表：本計画に基づく団体改革計画表は、平成 18 年度の取組成果と併せて平成 19 年 9 月に公表します。それまでの間は、平成 18 年 9 月に公表される「公社等外郭団体改革計画の取組成果（平成 17 年度）」に添付の団体改革計画表を参照してください。

経営目標・評価事業における公社等の取組については、「第 4 公社等改革の骨子 5 公社等の取組 (1) 経営目標・評価事業の実施」を参照願います。

### イ 自立支援

収支状況が良好であり更なる経営改善や県の関与の見直しで経営基盤を盤石にすることを旨とする公社等、県の補助金等が総収入のおおむね 4 分の 1 以上であるという理由から公社等に指定されている団体及び県以外の地方公共団体等が主体的に指導している公社等を指定します。

主に「第 4 公社等改革の骨子 3 第 1 期の改革の進め方」で「(1) 県の適正な関与により自立すべき団体」とされた公社等が該当します。

### ロ 改善支援

業務実績の停滞や欠損金の計上、又は組織の在り方の検討など、経営改善の必要がある公社等を指定します。

主に「第 4 公社等改革の骨子 3 第 1 期の改革の進め方」で「(2) 経営改善を働き掛ける団体」とされた公社等が該当します。

## 八 重点改善支援

改善支援と区分された公社等のうち、経営改善に相当程度の支援が必要な公社等を指定し、県の指導を重点化します。指定された団体については、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会<sup>8</sup>（以下「経営評価委員会」という。）において重点的な調査審議を行います。

主に「第 4 公社等改革の骨子 3 第 1 期の改革の進め方」で「(2) 経営改善を働き掛ける団体」とされた公社等が該当します。

<sup>8</sup> 宮城県公社等外郭団体経営評価委員会：公社等条例第 12 条の規定により設置されている委員会。公認会計士等の委員 7 人以内で組織され、公社等の経営評価について調査審議を行います。県は公社等に適正かつ公平な助言又は指導を行うに当たって、本委員会の意見を最大限に反映させるものとされています。

## 二 進行管理

廃止又は統合する時期が決定しており、計画の着実な進行を注視する必要がある公社等を指定します。

主に「第4 公社等改革の骨子 3 第 期の改革の進め方」で「(3) 統合又は廃止をする団体」とされた公社等が該当します。

### (2) 公社等代表者への充て職<sup>9</sup>の廃止

経営責任の明確化及び県関与の適正化を図る観点から、充て職の廃止に取り組みます。円滑な事業執行を図る上で継続が必要とされる場合<sup>10</sup>は理由を明確にするとともに、互選により知事等が恒常的に代表者に選出されている公社等に対しては、その必要性について見直しを行うよう理解を求めていきます。

<sup>9</sup> 充て職：知事，副知事又は部局長の職（地位）にある人が，恒常的に公社等の代表者に就任すること。

<sup>10</sup> 例として，国や関係機関との調整等を行う上で有利な場合，団体内の利害調整を行うのに不可欠な場合，団体の業務内容に照らして他の者が代表者となることが適さない場合等が挙げられます。

#### 平成18年6月現在 充て職団体（11団体）

定款又は寄附行為の規定により代表者に就任している団体  
財団法人宮城勤労者いこいの村《理事長：産業経済部長》

理事等の互選により代表者に就任している団体  
株式会社仙台港貿易促進センター《代表取締役会長：知事》  
社団法人宮城県国際経済振興協会《理事長：知事》  
社団法人宮城県観光連盟《会長：知事》  
財団法人宮城県水産公社《理事長：産業経済部長》  
財団法人石巻湾漁業振興基金《理事長：建設交通局長》  
財団法人仙台湾漁業振興基金《理事長：建設交通局長》  
財団法人東北自治研修所《理事長：総務部長》  
社団法人みやぎ原種苗センター《理事長：知事》  
財団法人宮城県体育協会《会長：知事》  
財団法人宮城県野外活動振興協会《理事長：教育長》

### (3) 委託の在り方の見直し

委託業務内容や単価の見直しを随時行います。

公社等と随意契約を行っている委託契約については、緊急性が求められる場合等を除き、一般競争入札の導入に努めます。

公の施設の管理に指定管理者制度を導入するに当たっては、「指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方」（平成17年3月15日修正）に基づき、募集は原則公募とし、実効ある制度の導入を図っていきます。

### (4) 財政的関与の適正化

財政的関与は、新・財政再建推進プログラム<sup>11</sup>との整合性や県の施策との関連性を考慮し、次表のとおり目標値を掲げ、適正に行います。

なお、公社等ごとの目標値は、平成18年9月に公表される「公社等外郭団体改革計画の取組成果（平成17年度）」に添付の団体改革計画表「4 経営改善に向けての取組計画（数

値目標の設定)」欄のうち『県からの財政的関与』を参照してください。

運営費補助については、公社等の存在意義や事業の必要性を見直し、真に必要な場合を除いて段階的な縮減に努めます。

<sup>11</sup> 新・財政再建推進プログラム：財政再建の道筋を明らかにするために、平成18年2月に、平成18年度から21年度までを計画期間として策定したもので、公社等の財務体質の改善も含まれています。

(単位：千円)

		平成17年度 実績	平成18年度 目標	平成19年度 目標	平成20年度 目標	平成21年度 目標	平成21年度目標/ 平成17年度実績
目標値 設定済 70団体 (注2)	委託金	8,369,946	7,259,177	6,957,781	6,709,203	6,400,572	76.5%
	補助金	6,427,408	5,295,175	3,349,148	2,897,790	2,850,473	44.3%
	(注1)	<b>4,419,300</b>	<b>3,616,999</b>	<b>3,349,148</b>	<b>2,897,790</b>	<b>2,850,473</b>	<b>64.5%</b>
	負担金	1,768,879	477,419	168,557	167,993	167,417	9.5%
(注1)	<b>196,379</b>	<b>169,285</b>	<b>168,557</b>	<b>167,993</b>	<b>167,417</b>	<b>85.3%</b>	
合計	16,566,233	13,031,771	10,475,486	9,774,986	9,418,462	56.9%	
(注1)	<b>12,985,625</b>	<b>11,045,461</b>	<b>10,475,486</b>	<b>9,774,986</b>	<b>9,418,462</b>	<b>72.5%</b>	
目標値 未設定 7団体 (注3)	委託金	4,688,731	4,190,321	4,147,743	4,085,550	0	
	補助金	238,097	208,390	0	0	0	
	負担金	800	1,440	0	0	0	
	合計	4,927,628	4,400,151	4,147,743	4,085,550	0	
計 77団体 (注4)	委託金	13,058,677	11,449,498	11,105,524	10,794,753	6,400,572	
	補助金	6,665,505	5,503,565	3,349,148	2,897,790	2,850,473	
	負担金	1,769,679	478,859	168,557	167,993	167,417	
	合計	21,493,861	17,431,922	14,623,229	13,860,536	9,418,462	

注1) 県の支出額が最も大きい仙台空港鉄道株式会社への補助金及び負担金の支出が平成18年度をもって終了するため、「平成21年度目標/平成17年度実績」の比率が極端に低くなっています。参考までに、補助金、負担金及び合計欄の下段に仙台空港鉄道株式会社を除いた69団体の集計数値を太字で記載しています。

注2) 目標値設定済みの70団体のうち、次の23団体は、県からの委託金、補助金、負担金支出額がゼロです。

宮城県土地開発公社	仙台臨海鉄道株式会社	財団法人宮城勤労者いこいの村	財団法人仙台勤労者職業福祉センター
財団法人みやぎ産業交流センター	社団法人宮城県畜産物価格安定基金協会	社団法人宮城県配合飼料価格安定基金協会	財団法人宮城県フェリー埠頭公社
財団法人石巻湾漁業振興基金	財団法人仙台湾漁業振興基金	仙台エアカーゴターミナル株式会社	財団法人宮城県文化財保護協会
財団法人宮城県環境事業公社	石巻産業創造株式会社	宮城県漁業信用基金協会	宮城県農業信用基金協会
仙台港流通ターミナル株式会社	株式会社FMS総合研究所	石巻埠頭サイロ株式会社	財団法人かき研究所
財団法人翠生農学振興会	財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団	塩釜港開発株式会社	

注3) 次の7団体は、「目標値の検討中」、「指定管理者の指定期間以降の仕様がまだ示されていないため試算していない」等の理由により、平成19年度以降の目標値を定めていません。

くりはら田園鉄道株式会社	社団法人宮城県観光連盟	社団法人宮城県林業公社	社団法人宮城県建設センター
仙台空港ビル株式会社	財団法人宮城県下水道公社(H21のみ未設定)	社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会	

注4) 上記の表からは、事業年度が8月から翌7月までのため数値が出せない財団法人東北開発研究センターを除いており、集計対象団体を77団体としています。

注5) 本表に掲げる数値(金額及び金額対比)は、公社等外郭団体の指定に伴う団体数の加除、団体の目標値の変更、金額の精査等により、毎年度行う本計画の見直しの中で修正を行います。

## (5) 県退職者の再就職の適正化

県退職者の再就職については、公社等が必要とする知識・経験・能力等に配慮して適正に行うこととしており、その運用に当たっては、再就職の透明性、公平性、妥当性を確保することを目的に定めた「退職する職員の再就職に関する取扱要綱」(平成15年10月24日制定)に基づき、適正に取扱います。

県退職者の公社等への再就職の状況については、同要綱に基づき、本庁課長級(相当職を含む)以上で退職し再就職した職員について、氏名、退職時の職名、再就職先名等を公表します。

## (6) 県職員の派遣の適正化

県職員の派遣は、県の施策を推進するために人的援助が必要な場合又は初期の立ち上げや統廃合事務で県職員の支援が真に必要な場合に限ることとします。

派遣の実施に当たっては、公社等外郭団体総合調整委員会<sup>12</sup>に諮った上で、法令・条例等<sup>13</sup>に基づき、適正な派遣を行います。

<sup>12</sup> 公社等外郭団体総合調整委員会：公社等の指定、公社等への職員の派遣、出資など、公社等に関する重要な事項の審議を行うため設置したもので、副知事を会長とし部局長で構成しています。

<sup>13</sup> 法令・条例等：「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号)、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」(平成13年条例第63号)及び「公益法人等への職員の派遣等に関する要綱」(平成14年4月1日付け人第328号総務部長通知)

### 【再掲】[県職員派遣の削減目標(各4月1日現在)]

	平成17年度 実績	平成18年度 目標	平成19年度 目標	平成20年度 目標	平成21年度 目標
団体数	15	14	12	11	11
派遣職員数	49	34	26	22	20

## (7) 基本財産の活用

金利の低下により基本財産の運用益収入が著しく減少して、基本財産を取り崩して活用する以外に公益事業の資金を調達する方法がない財団法人に対しては、「基本財産の処分の承認基準」<sup>14</sup>(平成15年10月23日改正)により基本財産取崩しに係る助言又は指導を行います。

「基本財産の処分の承認基準」(抜粋)

処分(取崩し)が単年度限りであり、かつ、処分した財産が確実に補てんされるものであること。ただし、処分の総額が基本財産の額の20%以内であって、処分後の基本財産の額が2億円以上の場合は、処分が3か年度以内の範囲であり、かつ、処分した財産の補てんに努めるものであること。

<sup>14</sup> 基本財産の処分の承認基準：財団法人及び社団法人の基本財産の処分に係る承認の基準を定めたもので、承認に当たっては、ここに記載した要件のほか、事業計画・収支予算が適切に執行されていること、現行の財産運用が効率的であること等の要件があります。

## (8) 公社等の在り方に関する見直し

公社等の在り方については、公社等とともに検討しながら、本計画の進行管理の中で、必

要に応じた修正を行うこととします。

公社等への出資の在り方についても、適宜、見直しを行います。

### (9) 円滑な統廃合等に向けた公社等への支援

統廃合や法人形態の転換等に当たって解決すべき公社等の債権・債務の整理や職員の雇用問題、他の出資者等との調整などについては、公社等と協調して対応し、円滑な移行を支援します。

公社等が作成する統廃合等に向けた事務の実施スケジュールの進行管理を行います。

## 5 公社等の取組

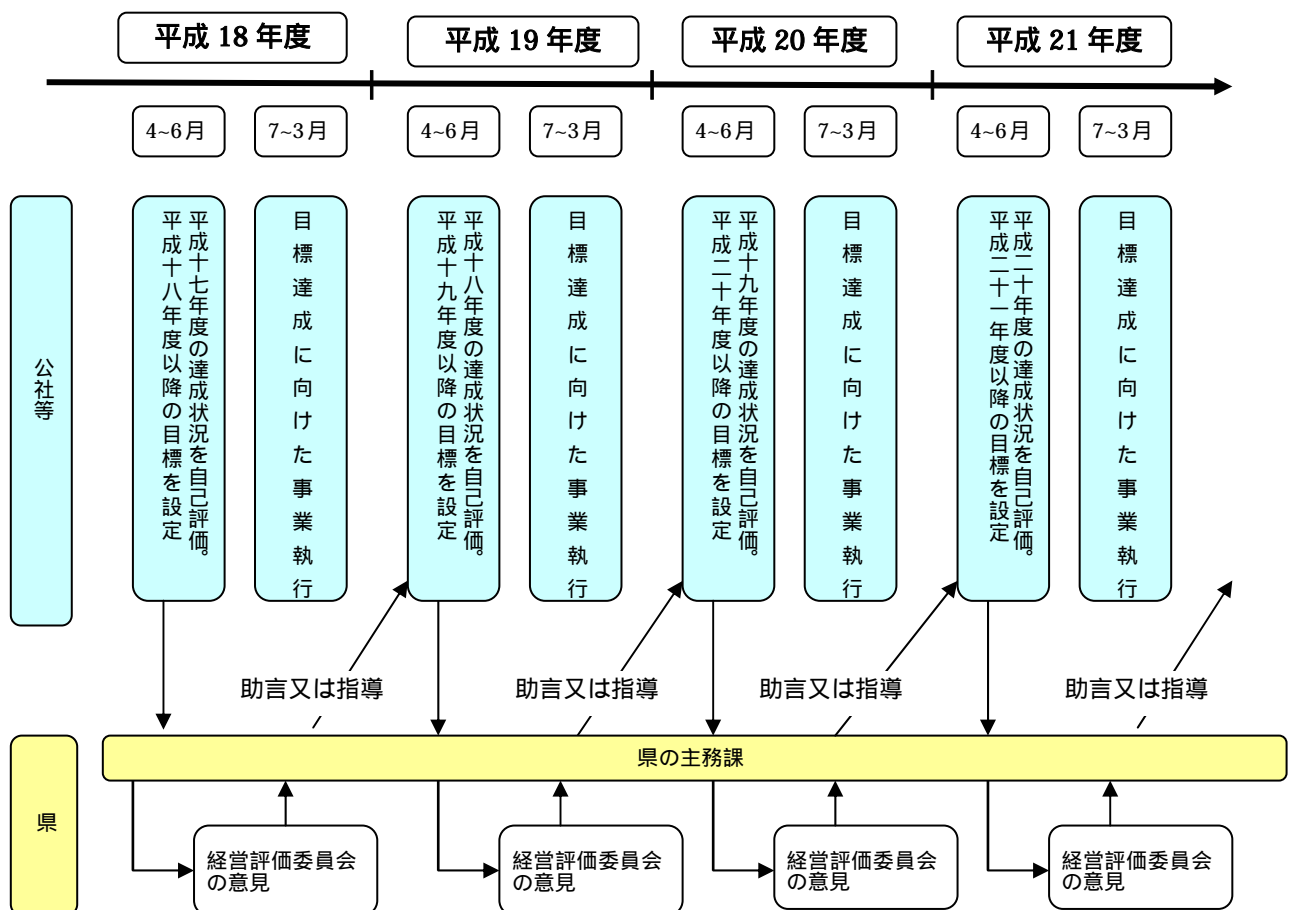
公社等はこれまででも、景気の低迷や金利の低下など厳しい環境にあって、効果的で効率的な団体運営及び事業展開に取り組んできました。今後は、少子化に伴う人口減少、高齢社会など、社会構造・経済環境の変化を考慮に入れながら、公社等の将来の在り方に照らし、次のような取組を計画的に実施するよう努めるものとします。

### (1) 経営目標・評価事業の実施

平成 15 年度から導入した経営目標・評価事業を引き続き実施します。これは、公社等自らが、事業実施に先立ち、経営改善のための数値目標を設定し、事業実施後に実績を評価して、翌年度以降の経営に反映させるものです。

目標は、当該年度を含む向こう3か年度分（県から自立支援、進行管理を受ける団体は当該年度分のみ）を設定し、団体改革計画表に記載します。

事業年度終了後に、当該年度の目標と実績の比較、当該年度の実績と前年度までの実績との比較、経営指標の分析等を行い、目標値の設定が適当であったか、当該年度の各目標値の達成率が十分な水準であるか等の評価し、団体改革計画表に記載します。評価の結果は、次年度以降の経営に反映させるものとします。





前年度に設定した目標と実績を比較評価し、県の助言又は指導等を踏まえて当該年度以降3か年度の目標を団体改革計画表に設定します。

## (2) 経営基盤の確立

職員定数の見直し及び組織機構のスリム化に努めるものとします。

給与及び役員報酬の適正化に努めるものとします。

事務事業を見直し、不採算事業及び寄附行為等に照らし付随的と判断される事業の廃止に努めるものとします。

契約方法を見直し、県からの委託業務を再委託する場合は、一般競争入札の導入に努めるものとします。

組織及び事業の効率化に資するため、統廃合、民営化など法人形態転換について、県とともに積極的に検討するよう努めるものとします。

## (3) 監事・監査役への適任者の選任

公社等内部のチェック機能を強化し、公社等をめぐる不祥事を防止する観点から、適任者の選任に努めるものとします。

公益法人にあつては、平成16年10月改正の新たな公益法人会計基準をできるだけ速やかに適用するものとし、株式会社にあつては、必要に応じて会計参与制度を導入するなど、計算書類の適正さの確保に努めるものとします。

## (4) 経営管理体制の強化

役員等の経営幹部には、経営感覚に優れ、事業に精通した人材の登用が望ましいことから、民間経験者を含む多様な人材の活用に努めるものとします。

知事等三役及び県職員が非常勤で代表者に就任している公社等については、自律性を高める観点から、充て職解消に向けた取組に努めるものとします。

## (5) インターネットによる情報公開の推進

公社等の情報公開<sup>15</sup>に当たっては、インターネットを活用し、県民がより簡単に情報を入力できるよう努めるものとします。

県から委託金、補助金、負担金を受けて特定の事業を行っている場合は、その名称、金額、事業内容、実績等についても、インターネットで公表するよう努めるものとします。

情報公開に当たっては、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）等に基づき、個人情報を適正に取り扱うものとします。

<sup>15</sup> 「情報公開条例」（平成11年宮城県条例第10号）、「出資団体の情報の公表に関する要綱」（平成11年6月15日宮城県要綱）、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ）及び公社等条例に基づく県からの要請により定款、事業報告書（営業報告書）、収支計算書（損益計算書）、貸借対照表等の業務・財務に関する資料の公開に努めることとされています。

## (6) 統廃合等の計画的な実施

統廃合や法人形態の転換等を行う公社等は、移行に必要な清算業務、残余財産の処分等の実施スケジュールを作成し、県と協調して着実な推進を図るものとします。

# 第5 期計画の進行管理

## 1 行政改革推進本部における進行管理

県は、知事を本部長とする宮城県行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）において、本

計画全体の進行を管理します。

公社等の所管部局長は、県の取組状況を半期ごとに取りまとめ、本部長に報告します。推進本部では、県の取組状況や、公社等から提出される団体改革計画表に記載された1年間の取組状況及び経営自己評価結果をもとに、公社等の改革の方向及び公社等の指導区分について検討を行い、本計画の見直しを行うとともに、公社等の所管部局長に対して本部長が必要な指示を行います。

所管部局長は、本部長からの指示事項のほか、経営評価委員会の意見を最大限に反映させ、公社等に対し、必要な助言又は指導を適正かつ公平に行うこととします。

## 2 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理

県は、副知事を会長とする公社等外郭団体総合調整委員会において、毎年度、公社等の指定を行うほか、県職員の派遣、公社等への出資・出えん、合併・解散、定款や寄附行為の重要な変更等についても、随時、その妥当性等を判断していきます。

## 3 公社等の自己管理等

公社等は、経営目標・評価事業により、前年度の取組について、自ら経営評価を行い、その結果及び当該年度以降の経営目標等を団体改革計画表に記載し、6月末日までに知事、教育委員会又は公安委員会（以下「知事等」という。）に提出することとします（詳細は、「第4 公社等改革の骨子 5 公社等の取組 (1)経営目標・評価事業の実施」を参照）。

知事等は、公社等からの報告に基づき、前記「1」に記載した推進本部での検討を行います。

## 4 公表について

本計画の進行管理の状況は、改革計画（改訂版）及びその取組成果として取りまとめ、別紙団体改革計画表と併せて、公社等条例に基づき毎年9月に議会に報告するとともに、インターネットで公表します。

なお、各公社等の団体改革計画表は、平成18年度の取組成果と併せて平成19年9月に公表します。

行政経営推進課ホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/gyokei/>）

公社等外郭団体 一覧 (平成18年度指定 78団体)

別表1

平成18年度の指定においては、新設された公社等を除き、県出資額は平成16年度末現在の数値を、県補助金等割合は平成16年度実績の数値を使用しています。

団体番号	団体名	県出資額 (千円)	県出資 比率 (%)	出資 順位	収入に占める 県補助金 等割合(%)	公社等指定要件 網掛けは主たる要件			改革の方向		支援 区分
						出資	補助金	その他			
1	宮城県土地開発公社	50,000	100.0	1	0.0				(2)	(A)	八
2	株式会社東北ハンドレッド	582,000	24.9	1	2.1				(2)		八
3	財団法人宮城県地域振興センター	400,000	56.6	1	74.9				(2)	(A)(B)	八
4	仙台臨海鉄道株式会社	240,000	33.3	同率1	0.0				(1)		イ
5	阿武隈急行株式会社	384,000	25.6	2	1.4				(2)		八
6	くりはら田園鉄道株式会社	25,000	10.1	4	14.2				(3)		二
7	財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	100,000	38.6	1	72.1				(2)		口
8	財団法人宮城県文化振興財団	1,155,000	99.7	1	76.1				(1)	(B)	イ
9	財団法人慶長遣欧使節船協会	500,000	50.0	同率1	75.1				(2)	(B)	口
10	財団法人宮城県国際交流協会	750,000	71.9	1	55.0				(1)	(B)	イ
11	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	10,000	90.9	1	42.6				(2)		口
12	社会福祉法人恩賜財団済生会支部宮城県済生会	0	0.0	-	82.9				(2)		口
13	財団法人みやぎ産業振興機構	1,776,776	74.6	1	37.5				(2)	(B)	口
14	株式会社テクノプラザみやぎ	1,000,000	28.1	同率1	8.9				(2)		口
15	宮城県職業能力開発協会	0	0.0	-	34.0				(1)		イ
16	財団法人宮城勤労者いこいの村	4,500	45.0	2	0.0				(2)		口
17	財団法人仙台勤労者職業福祉センター	10,000	25.0	2	0.0				(1)		イ
18	財団法人みやぎ産業交流センター	900,000	50.5	1	0.0				(2)		口
19	株式会社仙台港貿易促進センター	710,000	32.5	同率1	37.2				(2)		八
20	社団法人宮城県国際経済振興協会	0	0.0	-	75.3				(2)	(B)	口
21	社団法人宮城県物産振興協会	0	0.0	-	6.4				(2)	(A)	八
22	社団法人宮城県観光連盟	0	0.0	-	52.7				(2)	(A)	八
23	社団法人宮城県農業公社	472,600	51.2	1	30.7				(2)		八
24	宮城県農業会議	0	0.0	-	70.7				(1)		イ
25	社団法人宮城県畜産物価格安定基金協会	165,000	34.1	1	0.0				(1)		イ
26	社団法人宮城県配合飼料価格安定基金協会	5,000	38.3	1	0.0				(2)		口
27	株式会社宮城県食肉流通公社	420,000	23.0	2	0.0				(2)		口
28	宮城県土地改良事業団体連合会	30,000	0.7	-	29.9				(1)		イ
29	財団法人みやぎ林業活性化基金	250,000	49.9	1	42.1				(1)		イ
30	社団法人宮城県林業公社	100,000	79.7	1	31.2				(2)		八
31	社団法人宮城県漁業無線公社	100,000	41.6	1	37.3				(2)	(A)	八
32	財団法人宮城県水産公社	50,000	19.3	1	79.5				(2)	(A)	八
33	株式会社インテリジェント・コスモス研究機構	1,000,000	11.8	同率2	9.3				(2)		口
34	社団法人宮城県建設センター	16,000	36.3	2	25.7				(1)	(B)	イ
35	宮城県道路公社	17,416,125	79.8	1	0.0				(2)		口
36	財団法人宮城県フェリー埠頭公社	20,000	100.0	1	0.0				(2)	(A)	八
37	財団法人石巻湾漁業振興基金	330,000	60.0	1	0.0				(2)		口
38	財団法人仙台湾漁業振興基金	275,000	50.0	同率1	0.0				(2)		口
39	宮城県開発株式会社	30,000	33.3	1	0.8				(2)	(A)	八
40	仙台空港ビル株式会社	1,372,500	42.9	1	0.0				(2)		口
41	仙台エアカーゴターミナル株式会社	380,000	26.4	1	0.0				(2)		八
42	財団法人宮城県下水道公社	34,200	50.0	1	96.7				(2)	(B)	口
43	宮城県住宅供給公社	20,050	93.8	1	0.2				(2)	(A)	八
44	財団法人宮城県建築住宅センター	10,000	33.3	2	43.0				(2)	(A)	八
45	財団法人宮城県スポーツ振興財団	250,000	50.0	1	98.7				(2)	(B)	口
46	財団法人宮城県文化財保護協会	0	0.0	-	0.0				(3)		二
47	社団法人宮城県危険物安全協会連合会	0	0.0	-	81.0				(1)		イ
48	財団法人東北自治研修所	50	0.1	2	34.2				(2)	(B)	口
49	財団法人東北開発研究センター	90,000	27.5	1	3.2				(1)		イ
50	社団法人宮城県公衆衛生団体連合会	0	0.0	-	11.7				(2)		八

団体番号	団体名	県出資額 (千円)	県出資 比率 (%)	出資 順位	収入に占め る県補助金 等割合(%)	公社等指定要件 網掛けは主たる要件			改革の方向		支援 区分
						出資	補助金	その他			
51	財団法人宮城県生活衛生営業指導センター	2,000	23.8	2	87.4				(1)		イ
52	財団法人宮城県環境事業公社	50,000	38.5	2	0.0				(1)		イ
53	財団法人宮城県地域医療情報センター	0	0.0	-	85.6				(1)		イ
54	財団法人宮城県腎臓協会	200,000	40.0	1	11.5				(2)		ロ
55	社団法人宮城県計量協会	0	0.0	-	30.7				(1)		イ
56	石巻産業創造株式会社	350,000	24.3	3	0.0				(1)		イ
57	宮城県信用保証協会	7,935,282	41.2	1	1.9				(1)		イ
58	宮城県漁業信用基金協会	811,250	28.7	1	0.0				(1)		イ
59	宮城県農業信用基金協会	682,350	16.8	1	0.0				(1)		イ
60	財団法人みやぎ農業担い手基金	500,000	49.9	1	24.0				(1)	(B)	イ
61	仙台空港流通ターミナル株式会社	153,000	27.6	1	0.0				(1)		イ
62	社団法人宮城県トラック協会	0	0.0	-	63.0				(1)		イ
63	株式会社FMS総合研究所	7,500	19.7	同率1	-				(1)		イ
64	社団法人みやぎ原種苗センター	500,000	55.6	1	20.0				(1)	(B)	イ
65	社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会	172,000	41.5	1	16.4				(1)		イ
66	石巻埠頭サイロ株式会社	65,000	22.9	2	0.0				(1)		イ
67	社団法人宮城県畜産協会	147,500	57.4	1	2.9				(1)		イ
68	財団法人かき研究所	27,800	22.9	1	0.0				(1)		イ
69	財団法人翠生農学振興会	35,000	35.0	1	0.0				(2)		ロ
70	宮城県商工会連合会	0	0.0	-	55.9				(1)		イ
71	財団法人みやぎ建設総合センター	150,000	46.1	1	2.3				(2)		ロ
72	財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団	150,000	49.7	1	0.0				(2)	(A)	ハ
73	塩釜港開発株式会社	334,000	28.3	2	0.0				(2)		ロ
74	仙台空港鉄道株式会社	3,769,000	53.5	1	146159.4				(2)	(B)	ロ
75	財団法人宮城県体育協会	75,000	54.8	1	86.4				(1)	(B)	イ
76	財団法人宮城県野外活動振興協会	40,000	72.7	1	2.3				(2)		ロ
77	財団法人暴力団追放宮城県県民会議	300,000	48.4	1	30.1				(1)		イ
78	財団法人宮城交通安全協会	0	0.0	-	48.5				(1)		イ

凡例1 公社等指定要件  
 条例 = 宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例(平成16年宮城県条例第54号)  
 規則 = 同条例施行規則

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で、県の出資割合が4分の1以上のもの  
 (条例第2条第1項)  
 県の出資割合がおおむね5分の1以上のもの(規則第2条第1項第1号)  
 県の補助金等が、総収入のおおむね4分の1以上のもの(規則第2条第1項第2号)  
 本庁等に事務所を置き、県職員が法人の事務に従事しているもの(規則第2条第1項第3号)  
 その他 に準じて取り扱う必要があるもの(規則第2条第1項第4号)

凡例2 改革の方向  
 (1) 県の適正な関与により自立すべき団体  
 (2) 経営改善を働きかける団体  
 (3) 統合又は廃止をする団体

(見直し・検討の取組)  
 (A) 公社等の存廃を含めた将来の在り方を検討する団体[再掲]  
 (B) 県からの職員派遣の縮小・終了を実施又は検討する団体[再掲]

凡例3 県の公社等支援区分  
 イ 自立支援  
 ロ 改善支援  
 ハ 重点改善支援  
 ニ 進行管理

## 第 期宮城県公社等外郭団体改革計画における公社等外郭団体の分類表

- 1) 本表の1～5は、団体の役割及び経営状況から、公社等の在り方(長期的視点)を大まかに掴むためのフローチャートである。
- 2) 県の政策的判断から団体の在り方はフローチャートの結果と異なる場合もある。
- 3) 本表の6～9は、公社等の在り方(長期的視点)に照らした第 期期間の改革の方向(短期的取組)である。

